

ロシアにおける
拠点形態の違いによる貿易活動上の制限

(2016年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

モスクワ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地法律事務所GOLTSBLAT BLPに作成委託し、2016年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびGOLTSBLAT BLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびGOLTSBLAT BLPに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所

E-mail：rsm-doc@jetro.go.jp

JETRO

ロシアにおける拠点形態の違いによる貿易活動上の制限

2016年2月9日

相違	非居住者	ロシアの駐在員事務所	ロシアの支店	ロシア法人（子会社）
商行為の制限	ロシアで営業をしていない。 ロシア国内で貨物を受け取るのは購入者。	駐在員事務所の機能は本社の代表行為と利益の保護に限定される（例：マーケティング、広告等）。	ロシア国内で、本社またはその一部（設立書類に従って）の、すべての機能（商的なものも含む）を遂行する。	ロシア法人（子会社）はロシア国内で（設立書類に従って）すべての機能（商的なものも含む）を遂行する。
通関上の制限	非居住者は、ロシアで貨物の通関を行う権利がなく、通関ブローカーを起用してもできない。通関はロシアの購入者またはその通関ブローカーが行う。	駐在員事務所が貨物の税関申告をできるのは、自分たちが駐在員事務所で行う物の場合のみ。	支店は、ロシアへの輸入時にすでにどこかのロシア法人に販売済みの貨物の通関をすることはできない。このような場合、税関申告ができるのは貨物を購入したロシア法人かその通関ブローカーのみ。	制限はない。
商品供給のための基本書類	貿易契約書 インボイス	プロフォルマ・インボイス 本社からの指示書	プロフォルマ・インボイス 本社からの指示書	貿易契約書 インボイス
輸入貨物に対する支払い	貨物の対価はロシアの購入者が貿易契約の条件に従って支払う。	駐在員事務所は貨物の対価を支払わない。	支店は貨物の対価を支払わない。	貨物の対価は子会社が貿易契約の条件に従って支払う。
外国為替管理のためのパスポート・ディール	パスポート・ディールの手続きはロシアの購入者が行う。	手続きしない。	手続きしない。	手続きする。
輸入品の国内流通	ロシアの購入者が、転売も含め、商取引で使用可能。	駐在員事務所が自己使用でのみ使用でき、商用は不可。	転売も含め、商取引で使用可能。	転売も含め、商取引で使用可能。

商品の証明書	証明書と輸入ライセンス（必要であれば）はロシアの購入者が手続きする。	駐在員事務所はロシア法人と認証機関における代理業務に関する契約を締結することで、この法人を通じて商品の証明書受領を目的とした申請ができる。	支店はロシア法人と認証機関における代理業務に関する契約を締結することで、この法人を通じて商品の証明書受領を目的とした申請ができる。	自社名で証明書や輸入ライセンス受理のための申請ができる。
輸入ライセンス ⁱⁱ		駐在員事務所は輸入ライセンスの申請ができない。	支店は輸入ライセンスの申請ができない。	
輸入時の輸入関税の支払い	ロシアの購入者が支払う。ロシアでは非居住者は輸入関税を支払えない。	駐在員事務所が支払う。	支店が支払う。	子会社が支払う。
VATの支払いと償還	適用対象外。輸出業者はロシアでのVATを支払わない。	輸入時にVATが適用される税率（0%/10% ⁱⁱⁱ /18%）により支払われる。 駐在員事務所は転売のために商品を仕入れないので、販売時にVATは支払われず、輸入VATの相殺申請も行われない。	輸入時にVATが適用される税率（0%/10% ^{iv} /18%）により支払われる。 その後ロシアの倉庫からの納品の際、商品販売にかかわるVATが支払われる。輸入VATは販売にかかわるVAT支払い時に相殺される ^{vi} 。	輸入時にVATが適用される税率（0%/10% ^v /18%）により支払われる。 その後ロシアの倉庫からの納品の際、商品販売にかかわるVATが支払われる。輸入VATは販売にかかわるVAT支払い時に相殺される。
税務ステータスと商品の税務会計	輸入業者はロシア連邦領内に所在せず外国で営業しており、ロシアではVATも法人利益税も支払わない*。	駐在員事務所は、本社のための補助的、準備的活動（例：マーケティング、許可書類の作成にかかわる限定的行為）しか行っていないという条件で、法人税を支払わない。 従って、駐在員事務所は自己使用を目的として輸入した商品につき法人税を目的とした会計を行わない*。	支店は、税務目的で恒久的施設（PE）として活動している場合、法人税を支払う。法人税支払いのために、商品はプロフォルマ・インボイスに記載された原価で算定される。日ソ租税条約により、合意と取引の締結がロシア国外で行われたという条件で*、日本企業の支店がロシアにある倉庫からロシアでの法人税を支払わずに（PEのステータスなしで）納品することが可能である。	会社がロシアでの法人税を支払う。法人税支払いのために、商品は契約書で決定された価格で算定される。この際、契約価格は課税目的の特別な価格管理の対象となることがある。輸出事業者である日本企業は、子会社が輸出事業者の利益を代表する、従属する代理店*として活動していないという条件で、商品納入時にロシアでの法人税を支払わない。
* 法人利益税を納めるべきか否かは、会社とその駐在員事務所のロシア連邦内での活動が、課税目的での恒久的施設（Permanent Establishment, PE）を形成するかによっている。外国企業がPEを通じてロシアに税務的観点で所在している				

	または、ロシアの現地職員が商品供給の合意や取引の締結（成約）を事実上実施している場合、任意の組織・法的形態で企業が実際に所在しているかどうかとは関係がない。			
会計	本社の基準が適用される（国際的な会計基準と財務報告書作成基準）。	国際的な会計基準と財務報告書作成基準の採用が可能（本社と統一されたもの）。	国際的な会計基準と財務報告書作成基準の採用が可能（本社と統一されたもの）。	ロシアの会計基準の採用が義務付けられる。

ⁱ 特定のカテゴリー（乳幼児向け製品、家庭用化学品、衣類、靴など）は証明書（適合証明書、適合申告書、国家登録証明書）の作成が不可欠である。

ⁱⁱ ロシアへの輸入に当たり、特定のカテゴリーの製品（貴石、貴金属、農薬、電気通信機器、高周波危機など）は輸入ライセンスの取得が不可欠である。

ⁱⁱⁱ 特定のカテゴリーの商品の輸入と販売には低い税率の VAT が課税されるか、VAT が完全に免税される。

^{iv} 特定のカテゴリーの商品の輸入と販売には低い税率の VAT が課税されるか、VAT が完全に免税される。

^v 特定のカテゴリーの商品の輸入と販売には低い税率の VAT が課税されるか、VAT が完全に免税される。

^{vi} VAT が課される活動で、国税基本法第 171 条、第 172 条のその他条件に沿った商品を使用する場合、商品購入時のインプット VAT（仮払 VAT、仕入 VAT）は VAT 支払の際に控除される（あるいは、アウトプット VAT（仮受 VAT、売上 VAT）の合計を控除した金額を越えた場合は還付される）。